

# 平成29年度 第4回理事会

日 時：平成29年7月14日（金） 15：30～16：40

場 所：特別会議室（つくば市）

## I. 議 題

1. 平成29年度会計監査人候補者の選定について

## II. 報 告

1. 調達等合理化計画の策定について
2. 熊本地震からの復興にCLTパネル工法を採用（プレスリリース案）について
3. 特定母樹等普及促進会議の開催について
4. 森林整備センターの全国安全週間ならびに準備月間の取組について
5. 保険料収入及び保険金支払いの実績について「非公表資料」
6. 平成29年九州北部地方を中心とした大雨に伴う森林保険事務の対応について
7. 商品改定及び80周年記念シンポジウムのプレスリリース(案) について  
「非公表資料」
8. その他
  - (1) 今後の行事予定について
  - (2) 主要行事

理 事 会 資 料  
平成29年7月14日

## 平成29年度会計監査人候補者の選定について

独立行政法人通則法に基づく会計監査人の候補者の選任の手続きについては、本年3月10日の理事会承認後、提案書の募集及び候補者の選定手続を進めてきた。

先般、会計監査人候補者審査委員会において、以下のとおり会計監査人候補者を選定したことから、理事会で承認後、監事の同意を得て、農林水産大臣への選任請求を行うこととしたい。

### 1 候補者名

有限責任監査法人トーマツ

### 2 候補者とした理由

平成29年度会計監査人候補者の選定に当たり、提案書の募集公告を当法人のホームページに掲載したところ、有限責任監査法人トーマツほか2者から提案書の提出があった。

審査会における選定にあたっては、各監査法人からの企画提案書に基づき、監査実績、監査体制、監査費用等の定量的評価と、監査の取組方針、監査手法、監査のサポート体制等の定性的評価を行った。また、当法人が、研究開発（研究・育種勘定）、水源林造成業務（特定地域整備等勘定、水源林勘定）及び森林保険業務（森林保険勘定）と3つの異なる分野の業務を実施していることから、それぞれの特性に応じたガバナンスの高度化に取り組んでいく必要があることを念頭に検討を行った。

提案のあった3者のうち、有限責任監査法人トーマツは、定量的評価並びに定性的評価のいずれにおいても最も優れ、また、研究開発、公共事業及び金融業務の監査実績を持ち、それぞれの監査計画についても他の法人より詳細かつ具体的であったことから、同監査法人を当法人の会計監査人候補者として農林水産大臣へ選任請求することとしたい。

別紙 1

平成 29 年 6 月 27 日

平成 29 年度国立研究開発法人森林研究・整備機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 29 年度国立研究開発法人森林研究・整備機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立研究開発法人森林総合研究所における平成 28 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 414 件、契約金額は 29.2 億円である。また、競争性のある契約は 271 件（65.5%）、24.9 億円（85.4%）、競争性のない契約は 143 件（34.5%）、4.3 億円（14.7%）となっている。

平成 27 年度と比較して、競争性のない随意契約の件数は 4 件の増加となったが、契約金額はほぼ横ばいの 0.6%減となっている。競争性のない随意契約の主なものは、森林総合研究所等の土地や職員宿舎等の賃貸借契約等以下の①～④である。

平成 28 年度の競争性のない随意契約の主な類型は、以下のとおりである。（ ）内は前年度

- ① 森林総合研究所等の土地、職員宿舎等の賃貸借契約 54 件 1.3 億円(43 件 0.8 億円)
- ② 国等の委託事業の公募等に共同研究グループの中核機関として応募し受託した事業であって、当該事業の一部を当該共同研究グループの構成機関に対して再委託したもの 14 件 1.6 億円(14 件 0.7 億円)
- ③ 研究用特殊物品等の調達契約 16 件 0.8 億円(21 件 1.0 億円)
- ④ 森林保険センター森林保険事務委託（単価契約） 49 件 0.2 億円(49 件 0.2 億円)

表 1 平成 28 年度の森林総合研究所の調達全体像 (単位：件、億円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(66.4%) 286	(83.6%) 24.1	(64.3%) 266	(83.8%) 24.5	(△ 7.0%) △ 20	( 1.3%) 7.9
企画競争・公募	( 1.4%) 6	(1.4%) 0.4	(1.2%) 5	(1.6%) 0.5	(△16.7%) △1	(15.4%) 0.1
競争性のある契約 (小計)	(67.7%) 292	(84.8%) 24.5	(65.5%) 271	(85.4%) 24.9	(△7.2%) △21	(1.8%) 7.9
競争性のない随意契約	(32.3%) 139	(15.0%) 4.3	(34.5%) 143	(14.7%) 4.3	(2.9%) 4	(△0.6%) 0.0
合計	(100%) 431	(100%) 28.9	(100%) 414	(100%) 29.2	(△3.9%) △17	(1.0%) 0.3

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の（ ）書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

(注 3) 「競争入札等」には、不落・不調の随意契約を含む。

(2) 国立研究開発法人森林総合研究所における平成 28 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 となっており、契約件数は 112 件（41.8%）、契約金額は 11.6 億円(46.6%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約は、分析機器等研究用機器等の購入契約では件数・金額とも減少したが、一方、調査、研究委託業務等契約や分析機器等研究用機器の保守・点検等契約、工事等契約では件数・金額とも増加した。その主な要因は、新規委託研究事業の受託に伴い、競争性の低い調査、研究委託業務が増えたためである。

平成 28 年度の一者応札・応募の主な類型は、以下のとおりである。( )内は前年度

① 分析機器等研究用機器等の購入契約	28 件 3.8 億円(43 件 4.7 億円)
② 施設等保守管理等契約	8 件 0.5 億円(13 件 2.0 億円)
③ 調査、研究委託業務等契約	20 件 1.1 億円(9 件 0.6 億円)
④ 分析機器等研究用機器の保守・点検等契約	23 件 2.1 億円(19 件 1.6 億円)
⑤ 電気需給契約	2 件 0.3 億円(3 件 0.3 億円)
⑥ 試薬、液体窒素等の消耗品購入契約	4 件 0.1 億円(5 件 0.2 億円)
⑦ 工事等契約	6 件 1.9 億円(4 件 1.1 億円)

表 2 平成 28 年度の森林総合研究所の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	比較増△減
2 者以上	件数	166 (58.9%)	156 (58.2%)	△10 (△6.0%)
	金額	11.6 (50.3%)	13.2 (53.4%)	1.7 (14.5%)
1 者以下	件数	116 (41.1%)	112 (41.8%)	△4 (△3.4%)
	金額	11.4 (49.7%)	11.6 (46.6%)	0.1 (1.3%)
合 計	件数	282 (100%)	268 (100%)	△14 (△5.0%)
	金額	23.0 (100%)	24.8 (100%)	1.8 (7.9%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の( )書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

(注 4) 不落・不調の随意契約については本表には含まれないため、別表 1 の「競争性のある契約」の計数と一致しない。

## 2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、研究開発用並びに業務運営に係る物品及び役務の調達関係、及び一者応札・応募関係の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達

研究開発用及び業務運営に係る物品及び役務の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点か

ら、平成 29 年度においても引き続き①～④の取組を実施することで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。

- ① 単価契約の対象品目の見直しを行い、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。【調達手続きの簡素化と納期の短縮】
- ② 物品・役務について共同調達又は一括調達の取組を推進する。【調達手続きに要する事務量の節減】
- ③ 複数年にわたる調達が経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。【調達手続きに要する事務量の節減】
- ④ 契約事務取扱要領において明確にした随意契約によることができる具体的事由について、その内容の徹底を図る。【契約事務取扱要領「随意契約の基準」の適用件数】

## (2) 一者応札・応募の改善

一者応札・応募となっている調達について、新規委託研究事業の受託の増加に伴い平成 27 年度と比較して平成 28 年度は件数は減少しているが、金額は増加している。このため、平成 29 年度においては、前年度からの①～③の取組に加えて④を行うことにより、更なる適正な調達を目指す。

- ① 入札審査委員会による事前審査の実施【審査件数】
- ② 調達見通しを作成しホームページで公表【公表件数】
- ③ 入札説明書受領者へのアンケートの実施【アンケート実施件数】
- ④ ホームページから仕様書のダウンロードを可能とする仕組みの導入【仕様書のアップロード件数】

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

当機構が平成 26 年 12 月に公表した「国立研究開発法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書」における再発防止策については、(1)、(2)及び(3)を含めて引き続きこれを継続する。

また、調達ガバナンスの徹底を図るため(4)の措置についても併せて行う。

### (1) 検収の徹底

不適正経理処理の発生を未然に防止するため、新たな検査体制の徹底を図り、契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書（または検査関係書類）を作成することとする。

【監査室による点検実績等】

### (2) 研究費執行マニュアルの改定等

預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みやこれまでの不適正経理処理事案等をまとめた研究費執行マニュアルを必要に応じて改定するとともに、調達担当職員のみならず研究員に対しても研修を実施することとする。

【研究費執行マニュアルの改定及び研修の実施等】

### (3) コンプライアンス・ハンドブックの改定

研究費の不正使用の防止及び、公平性・透明性の高い調達のため、コンプライアンス・ハンドブックを改定するとともに周知徹底を図る。

#### 【コンプライアンス・ハンドブックの改定】

### (4) 随意契約審査委員会による点検

少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとする。

#### 【随意契約審査委員会による事前点検実績等】

## 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

## 5. 推進体制

### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事（企画・総務・森林保険担当）を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事（企画・総務・森林保険担当）
副総括責任者	総括審議役（研究・育種）
委員	総括審議役（森林保険）、審議役（研究・育種）、審議役（総合調整）、 企画部長、総務部長、調達適正課長、管財課長、財務課長、保険経理課長

### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

## 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立研究開発法人森林研究・整備機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

平成28年度調達合理化計画実施自己評価

平成28年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
<p>2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）                      (1) 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達                      研究開発用及び業務運営に係る物品及び役務の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から、平成28年度においては、①～④の取組を実施することで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。</p>		<p>研究開発用に係る物品及び役務の調達について、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を行うことが出来た。また、業務運営に係る物品・役務等の調達についても効率的な調達を行うことが出来た。</p>
<p>① 単価契約の対象品目の見直しを行い、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。【調達手続きの簡素化と納期の短縮】</p>	<p>単価契約の対象品目の見直しを行い、通常の物品調達の場合と比較して、契約に要する期間を2週間程度短縮するなど調達手続きの簡素化と納期の短縮を図った。                      単価契約件数：230件（前年度213件）</p>	<p>単価契約は調達手続きの簡素化と納期の短縮に効果があることから、対象品目の見直しに引き続き取り組むこととする。</p>
<p>② 物品・役務について共同調達又は一括調達の取組の推進【調達手続きに要する事務量の節減】</p>	<p>農業・食品産業技術総合研究機構及び国際農林水産業研究センターとの共同調達を新たに実施するなど以下の取組を行い、調達手続きに要する事務の軽減を図った。                      ・森林総合研究所と育種センター（1件（前年度1））                      ・森林総合研究所と農研機構等（3件（前年度0件））                      ・北海道支所と北海道育種場（7件（前年度6件））                      ・東北支所と東北育種場（8件（前年度7件））                      ・四国支所と中国四国整備局（1件（前年度0件））                      ・森林整備センターと森林保険センター（1件（前年度は0））                      ・森林整備センター、関東整備局と森林保険センター（2件（前年度1件））                      ・森林整備センターと関東整備局（2件（前年度0件））。</p>	<p>共同調達又は一括調達の取組は、調達手続きに要する事務量の節減及び経費の節減に効果があることから、引き続き取り組むこととする。</p>
<p>③ 複数年にわたる調達が経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。【調達手続きに要する事務量の節減】</p>	<p>施設の保守管理業務、自動車・複写機の借り上げ等複数年契約に移行することにより、調達手続きに要する事務の軽減を図った。                      ・複数年契約：134件（前年度114件）</p>	<p>複数年契約は、調達金額の節減及び調達事務の効率化に効果があることから、引き続き取り組むこととする。</p>
<p>④ 契約事務取扱要領において明確にした随意契約によることのできる具体的事由について、その内容の徹底を図る。【随意契約審査による確認】</p>	<p>契約事務取扱要領において明確にした随意契約によることのできる具体的事由について、審査を行い確認した。                      ・随契審査委員会：森林総合研究所（育種センターを含む）29回34件、保険センター1回5件、整備センター36回51件</p>	<p>契約事務取扱要領において明確にした随意契約によることのできる具体的事由について、その内容の徹底を引き続き進めることとする。</p>

平成28年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
<p>2. (2) 一者応札・応募の改善 一者応札・応募となっている調達について、新規委託研究事業の受託の増加に伴い平成26年度と比較して平成27年度は件数・金額とも増加している。このため、平成28年度においては、①～③の取組を実施することで、更なる適正な調達を目指す。</p>		
<p>① 入札審査委員会による事前審査の実施【審査件数】</p>	<p>入札審査委員会において、競争性の確保の観点から仕様書等の審査を行った。 ・入札審査委員会による審査件数：森林総合研究所(育種センターを含む)125回193件(前年度103回205件)、保険センター2回4件(前年度5回5件)、整備センター39回57件(前年度35回52件)</p>	<p>一者応札・応募の改善については計画した取組を実施したところであるが、同応札・応募の件数は平成27年度と比較して件数は微減にとどまることから、引き続き同様の取組を実施する。 平成29年度は、新たにホームページから仕様書をダウンロードできる取組を行うことにより、応札者・応募者の増加を目指すこととする。</p>
<p>② 調達見通しを作成しホームページで公表【公表件数】</p>	<p>調達見通しを作成してホームページで公表することにより、入札参加者を増加させるための取組を実施した。 ・ホームページでの公表件数：建設工事等9件(前年度4件)、測量・建設コンサルタント等業務関係7件(前年度4件)、物品等124件(内69件は整備センター、前年度20件)の発注見通しをホームページで公表した。</p>	
<p>③ 入札説明書受領者へのアンケートの実施【アンケート実施件数】</p>	<p>入札説明書受領者へのアンケートの実施により、仕様書における競争性確保のための条件等について調査し、次の同種案件への参考とした。 ・アンケート実施件数：一者応札・応募となった案件について、入札説明書を受領しながら応札を行わなかった業者に対して、その理由等を辞退届又は聴き取り等により調査を行った。(実施件数：63件(内11件は整備センター)(前年度77件(内15件は整備センター))</p>	
<p>3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標) 当所が昨年12月に公表した「国立研究開発法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書」における再発防止策については、(1)、(2)を含めて引き続きこれを継続する。 また、調達ガバナンスの徹底を図るため(3)の措置についても併せて行う。</p>		

平成28年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
<p>(1) 検収の徹底 不適正経理処理の発生を未然に防止するため、新たな検査体制の徹底を図り、契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書（または検査関係書類）を作成することとする。 【コンプライアンス推進室及び監査室による点検実績】等】</p>	<p>新たな検査体制の徹底を図り、契約業者から納品される調達対象物品等はすべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書（または検査関係書類）を作成する取組を実施した。 検収の徹底状況について内部監査を実施した。（平成28年12月15日～平成29年1月26日） また、検収が実施された後の物品の使用状況について、抜き打ちで現物確認検査を実施した。（検査対象職員延べ134名、検査対象物品410品目）</p>	<p>新たな検査体制の徹底を図り、契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書（または検査関係書類）を作成する取組を実施した。 内部監査等により徹底状況を把握した結果、問題はなかった。また、物品の使用状況についても問題はなかった。 以上のことから、引き続き取組を実施することとする。</p>
<p>(2) 研究費執行マニュアルを作成等 預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みやこれまでの不適正経理処理事案等をまとめた研究費執行マニュアルを作成し、必要に応じて改定するとともに、調達担当職員のみならず研究員に対しても研修を実施することとする。 【研究費執行マニュアルの作成及び研修の実施】</p>	<p>「研究費の使用に関するハンドブック」（研究費執行マニュアル）を作成した。 また、以下のマニュアルを改定して事務説明会（平成28年7月28日）を開催し、研究費の適正執行に向けた取組を行った。 ・ 公的研究費の事務手引き（平成28年7月19日改定） ・ 科学研究費助成事業（科研費）経理事務手引き（平成28年7月21日改定） ・ 事務説明会の参加者（延べ476名）</p>	<p>預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、研究費執行マニュアルを必要に応じて改定するとともに、調達担当職員及び研究員に対する研修を引き続き実施することとする。 なお、コンプライアンス・ハンドブックについても必要に応じて改定し、周知徹底を図る。</p>
<p>(3) 随意契約審査委員会による点検 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとする。 【随意契約審査委員会による事前点検実績等】</p>	<p>随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を実施した。 ・ 随契約審査会：森林総合研究所(育種センターを含む)29回34件、保険センター1回5件、整備センター36回51件 また、契約監視委員会による審査を行い、透明性、公平性の確保に努めた。</p>	<p>随意契約審査委員会による点検を継続するとともに、契約監視委員会による審査を引き続き行うことにより、調達におけるガバナンスの徹底を図ることとする。</p>

PRESS RELEASE  
(2017/07/XX)



国立研究開発法人 森林研究・整備機構  
**森林総合研究所**  
Forestry and Forest Products Research Institute

## 熊本地震からの復興にCLTパネル工法を採用（案） －九州支所の共同特殊実験棟建替え工事が始まります－

### ポイント

- ・ 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所は、平成28年熊本地震からの復興の一環として、九州支所の共同特殊実験棟の建替え工事を行います。
- ・ 建替え工事では、研究用施設建築としては国内で初めてCLTパネル工法を採用しました。

### 概要

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所（以下「森林総研」という。）は、平成28年熊本地震により被災した九州支所及び九州育種場において、災害復旧事業（平成28年度第2次補正予算）により研究施設や研究設備等の修繕や更新を行ってきました。

今年度は、九州支所の共同特殊実験棟の建替え工事を行います。同工事では、研究用施設建築としては国内で初めてCLTパネル工法を採用しました。

（注）CLTパネル工法とは、CLT（Cross Laminated Timber，直交集成板）をパネルとして、床、壁、屋根などに使用して建築物を建てる工法です。平成28年3月31日及び4月1日に建築基準法令に基づき、CLTパネル工法を用いた建築物の一般的な設計手法等に関する一連の告示が公布・施行されました。

森林総研では、熊本地震からの復興に当たって、CLTパネル工法を積極的に採用することにより、熊本県はもとより、広く全国にCLTの活用が普及することを期待します。また、九州・沖縄地区における森林・林業・木材産業の研究拠点として、九州支所の役割発揮に引き続き取り組んで参ります。

### 内容

- 1 工事名  
九州支所共同特殊実験棟他建替え工事
- 2 工事場所  
熊本県熊本市中央区黒髪4丁目11番16号 森林総合研究所九州支所
- 3 工事受注者  
長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷 849-1  
株式会社 かみやま 上山建設



- 4 工事予定  
着工：平成 29 年 7 月、 竣工：平成 30 年 1 月（予定）
- 5 事業費  
6 億 7 千万円
- 6 規模・構造  
CLT パネル工法 2 階建て（1 階：実験室、2 階：書庫他）  
総延べ面積 1,588 m<sup>2</sup>  
（設計者：E. P. A・永園・山佐設計共同体）

## お問い合わせ先

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所  
担 当 者：総務部管財課建築係 TEL：029-829-8199  
九州支所庶務課長 TEL：096-343-3260  
広 報 担 当 者：企画部広報普及科広報係 TEL：029-829-8372  
E-mail：kouho@ffpri.affrc.go.jp  
九州支所地域連携推進室長 TEL：096-343-3169

本資料は、林政記者クラブ、農林記者会、農政クラブ、筑波研究学園都市記者会、熊本経済記者クラブに配布しています。

理 事 会 資 料  
平成29年7月14日  
林木育種センター

## 特定母樹等普及促進会議の開催について

### 1. 会議の目的

本会議は、平成25年度の間伐等特措法の改正により、特定母樹制度が導入されたことを契機とし、特定母樹等の早期普及に向けた取組を地域において促進するため、関係機関における調整等を行うとともに、当該取組に係る共同研究に取組むことを目的として平成27年度から育種基本区ごとに開催しているところ。

### 2. 構成

特定母樹等の普及に取組む都道府県・林業関係団体、その他必要に応じて目的の達成に資する団体等。なお、林野庁がオブザーバーとして出席。

### 3. 平成29年度の開催予定

- ・北海道地区 時期：9月27日（水）（林業研究・技術開発推進ブロック会議と同日程）  
場所：かでの2・7 820研修室（北海道札幌市）
- ・東北地区 時期：9月11日（月）（林業研究・技術開発推進ブロック会議と同日程）  
場所：森林総合研究所東北支所 会議室（岩手県盛岡市）
- ・関東地区 時期：7月24日（月）～25日（火）  
場所：森林総合研究所林木育種センター（茨城県日立市）  
（詳細は別紙のとおり）
- ・関西地区 時期：10月3日（火）（林業研究・技術開発推進ブロック会議と同日程）  
場所：近畿中国森林管理局 会議室（大阪府大阪市）
- ・九州地区 時期：11月頃  
場所：大分県玖珠町（予定）

## 平成29年度関東地区特定母樹等普及促進会議の開催について

1. 日 時：平成29年7月24日（月） 13：00～16：30（室内協議）  
7月25日（火） 9：00～11：30（現地検討）
2. 場 所：森林総合研究所林木育種センター
3. 参加者：60名程度を予定  
（関東育種基本区内の森林管理局・署、都県、全苗連、県森林組合連合会、県苗組、企業、森林総研、森林整備センター、林木育種センター等）
4. 概要
  - （1）室内協議（7月24日）
    - ① ヒノキ特定母樹に関する取組  
林木育種センターからヒノキ特定母樹の指定状況・増殖状況、東京都・岐阜県・静岡県からヒノキ採種園の管理や増殖に関する取組について説明予定。
    - ② 質問事項等への回答  
出席者から事前にいただいた質問事項等について回答。
    - ③ その他  
林野庁から、特定母樹全般に関する状況について情報提供。林木育種センターから、無花粉スギ品種の開発について情報提供。
  - （2）現地検討（7月25日）  
林木育種センター構内のヒノキ特定母樹の増殖状況等について視察。
    - ① 特定母樹を選抜した検定林
    - ② スギ及びヒノキ特定母樹の保存園
    - ③ ヒノキ特定母樹のつぎ木による増殖状況
    - ④ ヒノキコンテナ苗の生育試験

## 平成28年度関東地区特定母樹等普及促進会議の概要

1. 日 時：平成28年7月26日 13:00～16:30 (室内協議)  
7月27日 9:00～12:00 (現地検討)
2. 場 所：長野県佐久市 佐久平交流センター (室内協議)  
長野県御代田町 林木育種センター長野増殖保存園ほか (現地検討)
3. 参加者： 57名  
(関東育種基本区内の森林管理局・署、県、全苗連、県森林組合連合会、森林組合、県苗組、企業、森林総研本所、森林整備センター、林木育種センター等)

### 4. 概要

#### 【室内協議 (7月26日)】

##### (1) カラマツに対する取組み

①関東育種基本区ではカラマツエリートツリー60系統が開発され、うち38系統が特定母樹に指定されたこと、②カラマツ苗木不足の解消のため、平成28年度から種子や苗木の増産技術開発プロジェクトが開始されたこと、③関東及び中部森林管理局の採種園の状況等について説明があり、意見交換を行った。

##### (2) 特定母樹に関連した報告

林木育種センターから、スギエリートツリーコンテナ苗の現地植栽試験における初期成長の状況について、静岡県から、同県における特定母樹の選抜について説明。

##### (3) 育苗に係る情報交換

林木育種センターから、播種してから1年以内に出荷できるスギコンテナ苗生産技術について説明。

#### 【現地検討 (7月27日)】



長野増殖保存園の原種苗畑



特定母樹を選抜した検定林



カラマツ環状剥皮の実演

理事会資料  
平成29年7月14日

森林整備センターの全国安全週間並びに準備月間の取り組みについて(報告)

全国安全週間(7月1日(土)～7日(金))並びに準備月間(6月)において、森林整備センター役職員の労働安全に対する意識向上の強化を図るとともに、水源林造成事業に関わる造林者等への労働安全衛生指導に取り組んだ。

1. 安全教育(安全講話)の実施

役職員の労働安全意識をあらためて喚起し、併せて水源林造成事業における造林者等への労働安全衛生指導の強化に資するため、全国安全週間の7月3日(月)に整備センター(川崎)において安全教育(安全講話)を実施した。

安 全 講 話	<p>「林業労働安全についての講話」 講 師：林野庁林業労働対策室 山根室長 参加者：95名(整備センター、関東整備局及び森林 保険センター職員) ※各整備局職員はWEBミーティングにより参加</p>
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 水源林造成事業に係る労働安全衛生指導等について

平成29年度の水源林造成事業地における労働災害(休業4日以上)は、前年度同時期に比べて増加していることから、今後、労働災害ゼロに向け、上記1の安全教育(安全講話)において、各整備局に対し造林者が次の基本事項を特に今後徹底して遵守するよう指示した。

【今後の重点取組事項】

- ① 造林者等の安全管理体制の確保・指導
- ② チェーンソー及び刈払作業中における基本事項の遵守  
特に次のア～カの基本事項は徹底して遵守させること
  - ア 保護具の適切な着用
  - イ 近接作業の禁止(樹高2倍以内は立入禁止)
  - ウ 上下作業の禁止
  - エ 伐倒する際は必ず呼子で合図を行うこと
  - オ チェーンソーガイドバーの先端部上部では切らないこと
  - カ 造材、枝払いを行う際、転落の恐れのある材は必ず杭止めすること

(参 考)

平成29年度 水源林造成事業における労働安全衛生指導の取組について  
(整備局長あて 平成29年4月3日付け事務連絡の概要)

1 重点指導事項

- 造林者等の安全管理体制等の確認・指導  
安全管理体制を確認し、安全管理の責任者等への指導を徹底
- 伐木・造材作業における基本事項の遵守  
上下作業・近接作業の禁止、かかり木等の適正な処理等
- 刈払機作業における基本事項の遵守  
安全装備品等の正しい装着・使用、刈払機作業の基本動作の遵守等
- 労働災害に係る自主的な未然防止対策の取組  
簡易リスクアセスメントの積極導入の促進等
- 防護具等の適正な使用  
チェーンソー防護衣をはじめ、各種保護具の導入促進と適正使用等

2 センター職員の指導力向上の取組

- 造林者等への指導を担当する職員を対象とする研修等の実施
  - ・ 労働安全衛生に係る基礎知識の習得
  - ・ リスクアセスメントに関わる知識の習得
  - ・ 林業機械（チェーンソー及び刈払機）の基本的操作等の習得

3 造林者等に対する労働安全衛生指導（造林者等への指導の強化・充実）

- 安全衛生管理体制図等の提出を要請
- センター職員の指導力向上を図りつつ、リスクアセスメントの積極的導入やチェーンソー防護衣等の防護具の導入等を指導
- 労働災害発生時の「災害の現況及び原因」について情報収集に努め、十分な災害原因の分析を行い類似災害防止の指導に役立てる

理事会資料

平成29年 7月14日

森林保険センター

平成29年九州北部地方を中心とした大雨に伴う森林保険事務の対応について

## 1 概要

7月5日からの大雨により甚大な被害が発生した地域を対象に、森林保険契約の継続手続きの猶予措置を定めた通知を発出。

## 2 通知内容

- 保険契約者が保険期間満了の30日前までに継続による契約の申込みができなかった場合であっても、平成29年12月28日までに申出があった場合は、同日まで継続による契約の締結を猶予。
- 猶予期間内に保険料を添えて継続による契約の申込みが行われた場合は、前回契約と同一の契約条件により、前回契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとする。

## 3 本措置の対象

災害救助法の適用があった福岡県内の3市町村（朝倉市、東峰村及び添田町）及び大分県の2市（日田市及び中津市）。

なお、当該市町村の近隣等の市町村で、大雨に伴う被害により森林保険の継続契約の手続きを行うことが困難と判断される事情がある場合は柔軟に対応。

## 4 参考

平成28年の熊本地震及び平成23年の東日本大震災の際も同様の対応を実施。

29 森林保業第 187 号  
平成 29 年 7 月 11 日

都道府県森林組合連合会代表理事会長 宛  
大阪府森林組合代表理事組合長 宛  
下関市長 宛

国立研究開発法人 森林研究・整備機構  
森林保険センター 所長 大貫 肇

平成 29 年九州北部地方を中心とした大雨に伴う森林保険事務の対応について

平成 29 年 7 月 5 日からの大雨により災害が発生し、福岡県は 3 市町村（朝倉市、朝倉郡東峰村及び田川郡添田町）、大分県は 2 市（日田市及び中津市）の 5 市町村に対して、災害救助法を適用する決定がされました（平成 29 年 7 月 7 日現在）。

このことに伴い、当該市町村内に所在する森林を保険の目的とする保険契約及び当該市町村内を住所とする保険契約者又は被保険者の継続による保険契約については、下記のとおり対応することとします。

なお、当該市町村の近隣等に所在する市町村で、大雨に伴う被害により森林保険の継続契約の手続きを行うことが困難と判断される事情がある場合は、森林保険センターに個別に相談して下さい。

#### 記

保険契約者が保険期間満了の 30 日前までに継続による契約の申込みができなかった場合であっても、平成 29 年 12 月 28 日までに申出（別紙参照）があった場合は、同日まで継続による契約の締結を猶予します。

また、猶予期間内に保険料を添えて継続による契約の申込みが行われた場合は、前回契約と同一の契約条件により、前回契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとします。

【別紙】

平成29年 月 日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 理事長 殿

### 森林保険に係る申出書

申出者住所：

申出者氏名：

森林保険に係る手続きについて、下記のとおり平成29年12月28日までの猶予を申し出ます。

### 記

該当手続き：森林保険契約の継続手続き  
理由：森林保険契約を継続し災害に対する補償を維持するため  
証書番号：  
保険契約者：  
被保険者：(外 名)

(申出の例)

【別紙】

平成29年\*\*月\*\*日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 理事長 殿

### 森林保険に係る申出書

申出者住所：朝倉郡東峰村〇〇〇1234

申出者氏名：林野 太郎

森林保険に係る手続きについて、下記のとおり平成29年12月28日までの猶予を申し出ます。

### 記

該当手続き：森林保険契約の継続手続き  
理由：森林保険契約を継続し災害に対する補償を維持するため  
証書番号：40-429-00123-00  
保険契約者：林野 太郎  
被保険者：林野 太郎 (外 5 名)

## 九州北部を中心とした大雨災害への対応（継続契約手続き等）について

### （保険契約申込み）

Q1： 平成 29 年 8 月 15 日に満期が到来する契約の継続を行うつもりでいたが、大雨による被災で満了日の 30 日前までに申込みができなかった。期限を過ぎても継続の契約はできるのか。

A： 平成 29 年 12 月 28 日までに保険契約者からの申出書（別紙）を提出していただければ、平成 29 年 12 月 28 日まで継続による契約の締結を猶予します。したがって、平成 29 年 12 月 28 日までに保険料を添えて継続による契約の申込みを行っていただければ、継続による契約ができます。なお、契約の締結に当たっては前回契約の満了日をもって契約が成立したものとしますので、責任開始日は 8 月 16 日となります。また、契約条件（付保率など）は前回契約と同じものになります。

Q2： 平成 29 年 8 月 15 日に満期が到来する契約の継続を行うつもりでいたが、大雨による被災で満了日の 30 日前までに申込みができなかった。書類等が見つからなかったため、8 月 14 日にとりあえず申出書（別紙）だけを行って良いか。その申出は満期日以降の 8 月 30 日でもよいのか。

A： 申出書（別紙）を提出いただくことで、平成 29 年 12 月 28 日まで継続による契約の締結が猶予されますので、申出のみを先にしていただくことも可能です。申出は、満期日以降であっても平成 29 年 12 月 28 日までに行えば継続契約の手続きを行うことができます。ただし、申出を提出後、平成 29 年 12 月 28 日までに保険料を添えて契約の申込みを行う必要があります。

### （保険金請求）

Q3： 平成 29 年 8 月 15 日に満期が到来した契約について、今般の継続契約手続の延長措置に基づき、平成 29 年 10 月中に契約の継続を行うつもりでいたところ、同年 8 月末に台風が到来し森林被害が発生した。これは保険金支払いの対象になるか。

A： 保険金支払いの対象となる災害により、保険契約の森林に損害が発生した場合、損害発生後であっても、平成 29 年 12 月 28 日までに保険契約者から申出書（別紙）が提出され、平成 29 年 12 月 28 日までに保険料を添えて継続による契約の申込みが行われれば、損害発生前からの継続と見なし、保険金を支払うことが可能です。

以上

今後の行事予定について

月 日	研 究	水 源	保 険	行 事 名 等	場 所
7月13日	○	○	○	農林水産省国立研究開発法人審議会 第9回 林野部会	農林水産省
7月14日	○	○	○	第4回理事会	森林総合研究所
7月20日～21日	○			関西地区林業試験研究機関連絡協議会特産部会	関西支所
7月24日～25日	○	○		関東地区特定母樹等普及促進会議	林木育種センター
7月25日			○	第1回統合リスク管理委員会	川崎市産業振興会館
7月29日	○			平成29年度森林総合研究所一般公開	森林総合研究所
7月31日		○		第2回事業運営会議	森林整備センター
			○	第2回保険運営会議	森林保険センター
8月4日	○			第2回育種運営会議	林木育種センター
8月6日	○	○		森林とのふれあい2017(関西育種場一般公開) 関西育種場・関西支所・中国四国整備局	関西育種場
8月5日、9日	○			昆虫教室(八王子市制100周年記念行事「体験楽 習」)	多摩森林科学園
8月10日	○	○	○	第5回理事会	森林整備センター

## 主要行事(平成29年6月9日～平成29年7月13日)

月 日	行 事 内 容	出 席 者
6月 9日(金)	【共】中国・国家林業科学院来訪	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事
	【共】第3回理事会	理事長、各理事、森林保険センター所長、両監事
12日(月)	監事との打合せ	企画・総務・森林保険担当理事、両監事
19日(月)	【共】平成28事業年度決算説明会	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、両監事
20日(火)	【共】研究審第8回林野部会	理事長、各理事
21日(水)	平成28事業年度決算監査結果報告会(監査法人トーマツ)	森林業務担当理事、法令遵守担当理事
22日(木)	スミソニアン環境研究所長来訪	理事長、研究担当理事
	心の健康づくり・管理監督者教育研修	企画・総務・森林保険担当理事
23日(金)	【共】平成28事業年度会計監査法人監査報告会	企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、両監事
27日(火)	第19回筑波研究学園都市交流協議会総会	理事長、研究担当理事
28日(水) ～29日(木)	【共】支所長・育種場長・整備局長等会議	理事長、各理事、森林保険センター所長、両監事
29日(木)	【共】会計監査人候補者審査委員会	企画・総務・森林保険担当理事、法令遵守担当理事
30日(金)	独法評価監事ヒアリング	両監事
	(一社)日本森林技術協会総会定時総会	理事長、研究担当理事、森林業務担当理事、平川監事
	【共】ダイバーシティ推進委員会	企画・総務・森林保険担当理事、法令遵守担当理事、鈴木監事
7月3日(月)	庁議	理事長
13日(木)	【共】研究審第9回林野部会	理事長、各理事

※ 【研】: 森林総合研究所、【育】: 林木育種センター、【整】: 森林整備センター、【保】: 森林保険センター、【共】: 共通の行事 の